

八千代市「ほたるの里づくり」実行委員会会則

1. 名称及び事務局

この会は、八千代市「ほたるの里づくり」実行委員会と称し、事務局を八千代市環境政策室に置く。

2. 目的

この会は、緑ゆたかな八千代市の自然を次世代に引き継ぐため、「ほたるの里づくり」を進め、生物の多様性を維持する自然の保全活動、普及啓発を推進すると共に、会員相互の親睦交流を深めることを目的とする。

3. 会員

- (1) 会員および賛助会員をホタルメイトとする。
- (2) 会 員 市内に在住・在勤、又は目的に賛同した者。
- (3) 賛助会員 市民団体、事業所、市職員等。

4. 組織

本会の円滑な運営のために次の組織を置く。

- (1) 運営委員会 運営方針その他重要事項を審議決定する。
- (2) 部 会 本会事業の運営、実施部門を担当し、次の部会を置く。
 - 企画部会 事業の企画を担当する。
 - 広報部会 PR活動と啓発、情報収集と発信を担当する。
 - 管理部会 「ほたるの里」の維持管理を担当する。

5. 役員

- (1) 本会に次の役員を置く。なお、必要に応じて顧問を置くことができる。

1. 運営委員会	会 長	1名	会 計	2名	各部会部長	各1名
	副会長	1名	会計監査	2名	顧 問	
	書 記	2名	事務局長	1名		
2. 部 会	企画部会	部長 1名	幹事	若干名		
	広報部会	部長 1名	幹事	若干名		
	管理部会	部長 1名	幹事	若干名		

- (2) 全ての役員は、総会の承認によるものとする。
- (3) 役員の任期は、1年とするが、再任は妨げない。
- (4) 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会の承認により補充する。その任期は、前任者の残任期間とする。

6. 会議

- (1) 総会は、年1回開催し、活動方針、予算、会則改定、その他会長が必要と認める事項について、審議、議決する。
- (2) 運営委員会、各部会は、必要に応じて各長が招集する。

7. 会計

本会の運営は、次の経費をもって行う。

- (1) 会員 年会費 1,000円/世帯
- (2) 賛助会員 市民団体 同 2,000円/団体
- 事業所 同 2,000円/事業所(1口以上)
- 市職員 同 500円/人
- (3) 各種補助金、助成金
- (4) 寄付金

なお、会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

- この会則は、平成10年7月11日から発効するものとする。
この会則は、平成11年7月10日から発効するものとする。
この会則は、平成12年4月22日から発効するものとする。
この会則は、平成17年4月9日から発効するものとする。
この会則は、平成19年4月14日から発効するものとする。
この会則は、平成22年4月10日から発効するものとする。
この会則は、平成26年4月5日から発効するものとする。
この会則は、平成28年4月9日から発効するものとする。